

# 参考資料

---

令和3年12月20日  
金融庁

論点

金融庁の回答

我が国の社会において、送金他の手続は、銀行等の預金取扱等金融機関の窓口で手続を行われることが多いのが現状である。そのため、個人・事業者が銀行等を訪問することが多く、特に事業者は、銀行等の窓口へ往訪するとともに、会計帳簿への記載等を別途行うなど、多くの手間をかけている。書面・対面を原則とした我が国のビジネス慣行を見直すとともに、事業者のDXを進めて商取引、会計プロセスの全面的なデジタル化を進め、もって生産性の向上を図る上で、インターネットバンキングの利用を促進することは喫緊の課題といえる。令和5年のインボイス制度の導入も見据え、より実効性のある取組を早急に進める必要がある。

また、銀行等にとっても、今後のデジタル社会において生き残っていく上で、インターネットバンキングの利用を進めることは重要な課題となると考えられる。

もっとも、金融庁の資料によれば、法人顧客のうちインターネットバンキング等を契約している割合が30%未満である銀行が約8割となっている。

インターネットバンキングが利用されない理由については、銀行等側の課題としては、書面のやり取りが残り、インターネットバンキングで完結できる手続がそもそも少ないこと、セキュリティを過剰に意識した設計や画面の分かりづらさなど、UI/UXに課題があることなどが挙げられる。

また、中小企業等側の課題としては、そもそもIT導入に対する心理的抵抗があること、中小企業等にとって利用料が高額に感じられる一方、インターネットバンキング導入のメリットが十分に伝わっておらず、デジタル化への負担が大きいと感じる中小企業等が多いことなどが挙げられる。

【論点1】

インターネットバンキングの利用拡大に向けた取組についてインターネットバンキングの利用拡大に向け、金融庁においては、これまで、どのような取組を行ってきたのか。

【回答1】

昨年12月、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」（以下「検討会」という。）※において、法人インターネットバンキング（以下「法人IB」という。）の利用を含む各種手続の電子化の現状把握や、課題への対応方針に関する議論を行い、論点整理を取りまとめました。

※ 金融庁において、書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しについて、金融業界と連携して検討を行う場として2020年6月に設置。

なお、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて本年7月に金融業界において自主行動計画を策定しました。当該計画には、金融業界が、手形・小切手の代替手段としてインターネットバンキングを含む電子的決済サービスの普及促進に取り組むことが示されています。金融庁においても、この進捗状況をフォローしてまいります。

論点	金融庁の回答
<p><b>【論点2】インターネットバンキング利用状況の見える化について</b></p> <p>法人口座のインターネットバンキングの利用状況について、金融庁及び銀行業界等における統計資料は作成されていないものと承知している。取組を進める第一歩として、必要な調査等を行い、利用状況を把握すべきではないか。また、利用状況については、定期的に公表することで、改善状況が見える化すべきではないか。</p> <p>この場合において、各銀行等の取組を促進する観点から、銀行毎の利用状況も見える化すべきではないか。</p>	<p><b>【回答2】</b></p> <p>上記論点整理後の銀行業界等における取組状況やその成果をしっかりとフォローアップするためには、法人IBの普及・浸透の利用状況についてより深度ある把握※や、法人IBの利用者である事業者側のニーズ・課題等の更なる把握が重要である。</p> <p>このため、より実態に即した利用状況の調査実施やその定期的な公表について、検討・対応を進めてまいります。また、事業者側のニーズ・課題等の適切な把握についても、中小企業庁及び銀行業界等と連携して対応を検討してまいります。</p> <p>※ 例えば、検討会の論点整理では、法人IB契約数を法人顧客口座数で除して算定した利用率を公表していたところ、この当該法人顧客口座数には頻繁に取引が行われているわけではない口座も含まれ得る。今後、よりターゲットを絞った効果的な対応を検討する観点から、分母として融資先である法人顧客口座数を把握する方向。</p> <p>また、銀行毎の見える化については、まずは、法人IBの利用状況の適切な把握や普及・浸透の進捗を評価するに相応しい目標等の検討結果等も踏まえ、検討してまいります。</p>

論点

金融庁の回答

**【論点3】インターネットバンキングの利用促進策について**

インターネットバンキングの利用を含めた取引のデジタル化が生産性向上につながることを踏まえ、銀行等や中小企業等に対する働きかけを含め、積極的な措置を講じるべきではないか。

例えば、銀行等に対して、書面・対面見直しの観点からインターネットバンキングで手続を完結することを標準とするなどの指針を示すべきではないか。また、UI/UXの改善を図っている事例や、窓口で手続する場合の事務コストも勘案してインターネットバンキングの利用料を引き下げている事例を推奨事例として示すなどして、横展開を図るべきではないか。

デジタル庁からの依頼を受けてIPAデジタルアーキテクチャ・デザインセンターが開催している「契約・決済アーキテクチャ検討会」においても、中小企業等の電子取引を推進する方向で議論が進められており、そうした取組との連携も検討すべきではないか。

このほか、中小企業庁と連携し、中小企業等に対してインターネットバンキング導入のメリットについて周知を行うなど、普及策を講じるべきではないか。

**【回答3】**

当庁では、本年8月に公表した金融行政方針において、「法人IBの普及・浸透を図る観点から、その利便性向上に向けた関係者との対話を行っていく」こととしています。

上記方針に基づき、今年度内に検討会を開始し、法人IBの普及・浸透を図るための好事例や課題等の共有、更なる取組みに係る議論等を通じ、中小企業関係者も含めたフォローアップを行います。

加えて、「契約・決済アーキテクチャ検討会」において検討が進められている企業間取引フローのデジタル化に向けては、法人IBの利用拡大が重要であると認識しており、こうした検討とも適切に連携してまいります。

法人IBの普及・浸透を図るには、サービスの提供側である銀行業界等のみならず、利用者側である事業者への働きかけも重要であることから、中小企業庁及び銀行業界等と連携して、法人IBのメリットの周知強化策を検討・実施するほか、事業者側のニーズ・課題等の実態把握や、その結果を踏まえた事業者における法人IB導入の促進に向けた更なる取組みも検討してまいります。

**【論点4】インターネットバンキング利用率の目標設定**

国の政策目標として法人口座のインターネットバンキング利用率を設定するとともに、インターネットバンキングの利用が進展しない場合には、その原因を把握して必要な措置を講じるなどPDCAを回して、インターネットバンキングの利用促進を図るべきではないか。

**【回答4】**

まずは、法人IBの利用状況の適切な把握、銀行業界等と事業者それぞれが抱える課題の特定、課題解決に向けた対応の検討を行い、その上で、法人IBの普及・浸透の進捗を評価するに相応しい指標とその適切な目標について、関係省庁、銀行業界等及び事業者団体と連携して検討してまいります。

## (参考) 法人IBの利用促進に向けて検討・対応が必要になると考えられる事項

規制改革推進会議・デジタルWGにおける議論も踏まえ、更に法人インターネットバンキング（IB）の普及・浸透を図る観点から、今後、以下のような事項について検討・対応を進める必要。

- 金融機関側・中小企業側の双方の視点から、法人IBの利用状況のより詳細な実態把握の実施
- 法人IBの普及・浸透に向けた金融機関における優良事例の横展開や、事業者の属性に応じた適切な利用促進策の推進
- 法人IBの普及・浸透の進捗を評価するに相応しい適切な指標・目標値の設定、その定期的なフォローアップ